

令和6年度 第15回政策推進会議報告

日 時 2月12日 9時30分～12時00分

場 所 WEB 会議室

出席者 20人

1 次期尼崎市議会定例会市長提出予定案件について

総合政策局長から資料に基づき報告。

2 令和7年度当初予算の概要について

資産統括局長から資料に基づき報告。

3 令和7年度主要事業等について

総合政策局長から資料に基づき報告。

4 令和7年度公営企業局予算の概要について

公営企業管理者職務代理者から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 公営企業局で行っている DX の取組として、園田配水場と神崎浄水場でデジタル化した設計図書を保管して、効率的に見られるようにするという、小さな予算ではあるが、各局も参考になる良い取組である。情報共有しながら、様々な図書の電子化を進めていただきたい。

5 令和7年度公営企業局主要事業について

公営企業管理者職務代理者から資料に基づき報告。

6 あますいビジョン 2029 あますい実施計画<後期> (素案) の策定について

公営企業管理者職務代理者から資料に基づき報告。

7 令和7年4月1日付け組織改正について

総務局長から資料に基づき報告。

8 尼崎市こども・若者総合計画 (素案) に対する市民意見公募手続の結果及び同計画 (案) の策定について

こども青少年局長から資料に基づき報告。

9 こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業) の設備及び運営の基準の制定に係る「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

こども青少年局長から資料に基づき報告。

10 尼崎市住環境整備条例の一部改正 (素案) に対する市民意見公募手続の結果について

都市整備局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 保育所等施設の周辺に建築物が建つ場合、近隣住民は説明会の開催を要求することができるようになっているものの、その時点ではすでに設計図面が出来上がっており建設計画が固まっていることが多い。また、現状として、保育所等施設の周辺の土地が空いた場合には、中高層建築物やワンルームマンションがすぐ隣に建つことによって、例えば日照権の問題や子供のプライバシーの問題が出て、トラブルになりやすい状態が課題としてある。

今回の条例改正では、具体的にその隣の建物の権利制限をするわけではないが、保育所等施設の近隣に建設する場合は、開発者はもっと早い段階から、保育施設及び近隣住民等とコミュニケーションをとっていただくよう建築事業者に対して規制するものである。

また、今回、建築事業者が建築計画を発案し、開発指導課に相談するという手続きを新たに作ったが、この手続きについては、建築物の設計図が出来上がる直前の段階ではなく、このようなものを建てようと思っているという構想の段階から、早めに市役所に相談していただくものである。そこから保育所等の施設が近隣にある場合は、窓の向きや壁の厚さ、建物の境界など適切にコミュニケーションを取りながらすすめていくものであり、早い段階で相談できるようにしていくという点が今回のポイントである。

(都市整備局長)5月を目指して条例改正を行い、保育所や幼稚園の担当課と連携しながら進めていきたい。

1 1 (仮称) 尼崎市空家等及び空地対策の推進に関する条例(素案) に対する市民意見公募手続の結果について

都市整備局長から資料に基づき報告。

1 2 第2次尼崎市教育振興基本計画(素案) に対する市民意見公募手続の結果及び同計画(案) の策定について

安田教育次長から資料に基づき報告。